



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会社名 王子製紙株式会社
代表者名 代表取締役社長 進藤 清貴
(コード番号 3861 東証・大証)
問合せ先 総務部長 水津 健二
(TEL. 03-3563-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 88 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、第 88 回定時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」が承認されることを条件とし、平成 24 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社の事業部門（白板紙・包装用紙事業、新聞用紙事業、洋紙事業、イメージングメディア事業、パルプ事業および資源環境ビジネス・原燃料資材調達に係る事業など）および間接部門の一部を、それぞれ当社の 100%子会社に吸収分割の方法により承継させ、当社は持株会社となります。これに伴い、商号および事業目的の変更、工場に係る規定の削除を行うため、現行定款第 1 条（商号）、第 2 条（目的）および第 3 条（所在地）に所要の変更を行うものであります。
- (2) 専務、常務は執行役員の仕事として使用している現状から、専務取締役および常務取締役の表現を削除し、併せて取締役の仕事に関する記載を整理するため、現行定款第 20 条（代表取締役等）に所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会および監査役会招集の機動性を高めるため、現行定款第 21 条（取締役会の招集）および第 29 条（監査役会の招集）に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 24 年 6 月 28 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 24 年 10 月 1 日（月）

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>王子製紙株式会社</u>と称する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>王子ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では <u>Oji Holdings Corporation</u> と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む<u>会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式</u>または持分を所有することにより、<u>当該会社の事業活動を支配・管理する</u>ことを目的とする。</p>
<p>1 紙類、パルプ類およびその副産物の製造、加工ならびに売買</p> <p>2 木材、合成樹脂加工製品、包装資材、化学薬品、医薬品、医薬部外品、医療機器および不織布の製造、加工ならびに売買</p> <p>3 澱粉、糖化製品、水産物、酒類の製造、加工および売買</p> <p>4 冷水、蒸気等の熱供給に関する事業</p> <p>5 <u>前各号に関連する</u>プラントの設計、据付および売買ならびに技術指導</p> <p>6 林業、鋳業、印刷業、倉庫業、電気、運送、不動産および土木建築工事の各種事業</p> <p>7 紙パルプおよび包装用機械器具、土木建築材料の製造、加工ならびに売買</p> <p>8 一般廃棄物および産業廃棄物の処理ならびに再生利用</p> <p>9 造園緑化工事、水道関係の設置工事および建築内装工事</p> <p>10 情報処理に関するシステム、各種装置および機械器具の設計、製造ならびに売買</p> <p>11 音楽、美術、映画、演劇等各種催物の企画、制作および実施</p> <p>12 教育、医療、スポーツ、宿泊、娯楽および観光に関する施設の経営</p> <p>13 衣料品、食料品およびその他日用雑貨品の売買</p> <p>14 損害保険代理業および生命保険募集業</p>	<p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 澱粉、糖化製品、水産物、<u>農産物、酒類、飲料</u>の製造、加工および売買</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 プラントの設計、据付および売買ならびに技術指導</p> <p>6 林業、<u>農業</u>、鋳業、印刷業、倉庫業、電気、運送、不動産および土木建築工事の各種事業</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>8 (現行どおり)</p> <p>9 (現行どおり)</p> <p>10 (現行どおり)</p> <p>11 (現行どおり)</p> <p>12 (現行どおり)</p> <p>13 (現行どおり)</p> <p>14 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>15 総合リース業 (新 設)</p> <p><u>16 前各号に関連する業務</u> (新 設)</p> <p>(所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置き、<u>取締役会の決議により、<u>適当の地に工場を置く。</u></u></p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 (条文省略)</p> <p>↳</p> <p>(任 期)</p> <p>第 19 条 (条文省略) (代表取締役等)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、代表取締役中から社長を定める。</p> <p>③ <u>社長は、会社の業務の執行を統轄する。</u></p> <p>④ <u>取締役会は、会長を定めることができる。</u></p> <p>⑤ <u>会長は、取締役会を主宰する。</u></p> <p>⑥ <u>取締役会は、業務を分担する取締役を定めることができる。</u></p> <p>⑦ <u>取締役会は、業務担当取締役中から副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。会長欠員または事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日より<u>5</u>日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>15 (現行どおり)</p> <p><u>16 温室効果ガス排出権の売買</u></p> <p><u>17 前各号に附帯または関連する一切の事業</u></p> <p><u>②当社は、前項各号の事業を営むことができる。</u></p> <p>(所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 (現行どおり)</p> <p>↳</p> <p>(任 期)</p> <p>第 19 条 (現行どおり) (代表取締役等)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、代表取締役中から社長<u>1名</u>を定める。 (削 除)</p> <p>③ <u>取締役会は、会長1名および副会長、副社長若干名を定めることができる。</u> (削 除) (削 除) (削 除)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日より<u>3</u>日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議長) 第 22 条 (条文省略)</p> <p>↳</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役) 第 28 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集) 第 29 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日より<u>5</u>日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の議長) 第 22 条 (条文省略)</p> <p>↳</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集) 第 29 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日より<u>3</u>日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

以上